

1 本校運動部活動の基本方針

- ア. 運動部活動を通じて、本校の教育目標と教育活動の方針を達成することを目指す。
- イ. 本校の運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。
- ウ. 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- エ. 運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- オ. バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

2 運動部顧問の役割

運動部顧問（以下、顧問）は、活動方針の具体化のため次のことに留意し活動を行うこと。

- ア. 生徒の自主的・自発的な活動を支援する。
- イ. 生徒が心身の健康を保持し、学習との両立を図ることができるよう活動時間・活動内容などについて指導する。
- ウ. 生徒の事故防止に努める。
- エ. 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- オ. 運動部コーチに対しても本校の部活動活動方針の趣旨を徹底させる。

3 運動部活動の休養日及び活動時間について

- ア. 休養日・活動時間などについては、以下のとおりとする。

休養日	週当たり 平日 1 日以上、週休日（土曜日・日曜日） 1 日以上 *年間の休養日は、平日・週休日を合わせて 104 日以上とする。
活動時間	平日 2 時間程度 週休日 3 時間程度 *ただし部活動終了時刻と完全下校時刻は以下の通りとする。 【通常日】 部活動終了 18:00 完全下校 18:30 【特別活動許可を受けた場合】 完全下校 19:00
長期休業中の休養日	ある程度の長期の休養期間（3 日程度）を設けること。
*上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿遠征等は除く。	

- イ. 休養日の振り替えについて

校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間」や「強化指定部」は、少なくとも週 1 日の休養日を設けたうえで、前後の週に休養日を振り替えることができる。前後の週に振り替えることが難しい場合はなるべく近接した週に振り替え、年間計画に示すこと。

ウ. その他

- ① 定期考査 1 週間前は部活動休止日とする。
- ② 高体連主催の高等学校総合体育大会（以下、高校総体）、高等学校新人体育大会（以下、高校新人大会）の 2 週間前から「特別強化期間」とする。なお高校駅伝競走大会は高校総体に準じるものとする。
- ③ 特別強化期間における休業日の設定は、上記 3.イの通りとする。
- ④ 特別強化期間における完全下校時刻は 19 : 00 とする。
- ⑤ 全国選抜大会等の全国レベルの大会（以下、全国大会）については、上記ウ.②を適用する。

4 大会参加、県外遠征等について

- ア. 大会参加については、事前に大会出場許可（公欠届）を提出して、校長の許可を得ること。
- イ. 合宿については、『学則及び諸規定』「12 合宿に関する規定」に基づき実施すること。
- ウ. 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合は、事前に大会要項・遠征計画・保護者の参加承諾書など必要な文書を添えて起案し、校長の許可を得ること。また事前に事務部と旅費について折衝し、承諾を得ること。
- エ. 平成 31 年 4 月 10 日付スポーツ保健課長発出の文書「体育・スポーツ活動に関わる諸届の提出について」に基づき、必要な届出を県教育長宛に提出すること。
- オ. 大会参加、遠征については、生徒・保護者の経費負担や生徒の学習活動への影響を考慮して実施すること。

5 年間計画及び活動実績について

- ア. 顧問は、4 月末日までに年間活動計画を作成して提出しなければならない。
- イ. 顧問は、3 月末日までに活動実績を提出しなければならない。
- ウ. 各部活動の年間活動計画は本校ホームページに掲載すること。

6 強化指定部について

- ア. 次の条件を目安に強化指定部を設置することができる。
 - ① 県高体連の強化指定部・優秀指定部及び強化指定選手の所属する部活動。
 - ② 前年度の各種大会で、県ベスト 4 に入った部活動及び県ベスト 4 に入った選手の所属する部活動。
 - ③ 本校の特色となる部活動。
- イ. 強化指定を受けたい部活動は 4 月 10 日までに事由を記載のうえ強化指定申請書を生徒課長へ提出すること。
- ウ. 強化指定部については、運動部顧問会で審議し、校長が指定する。
- エ. 強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。ただし完全下校時間を厳守すること。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日:平成31年4月1日